

経済産業省

20251119貿局第1号
輸出注意事項2025第30号
経済産業省貿易経済安全保障局

「委託加工貿易契約包括承認取扱要領」（平成26年4月24日付け輸出注意事項26第17号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和7年11月26日

経済産業省貿易経済安全保障局長 成田 達治

「委託加工貿易契約包括承認取扱要領」の一部改正について

「委託加工貿易契約包括承認取扱要領」（平成26年4月24日付け輸出注意事項26第17号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「委託加工貿易契約包括承認取扱要領」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○委託加工貿易契約包括承認取扱要領（平成26年4月24日付け輸出注意事項26第17号）

改正後	現 行
<p>I 委託加工貿易契約包括輸出承認</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 委託加工貿易契約包括輸出承認の範囲 委託加工貿易契約包括輸出承認の範囲は、輸出令第2条第1項第2号に規定する委託加工貿易契約による貨物の輸出とする。ただし、北朝鮮を仕向地として輸出する貨物並びに輸出する貨物が輸出令別表第2の36、37及び43の項の中欄に掲げる貨物の場合並びに輸出令第2条第1項第1号の3から第1号の8までに掲げる輸出の場合は除く。</p> <p>4～11 (略)</p>	<p>I 委託加工貿易契約包括輸出承認</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 委託加工貿易契約包括輸出承認の範囲 委託加工貿易契約包括輸出承認の範囲は、輸出令第2条第1項第2号に規定する委託加工貿易契約による貨物の輸出とする。ただし、北朝鮮、ベラルーシ、ロシア又は輸出令別表第2の4に掲げる地域を仕向地として輸出する貨物並びに輸出する貨物が輸出令別表第2の36、37及び43の項の中欄に掲げる貨物の場合は除く。</p> <p>4～11 (略)</p>